

# 総社市からのお知らせです

## 水道料金・下水道使用料の改定について

令和8年6月使用分(9月請求)から水道料金・下水道使用料を改定します。  
 ※6月以降に閉栓される方は、9月より前に新料金の請求が届く場合があります。

将来にわたって安定的にサービスを提供するため、料金改定を実施いたします。  
 今回の改定では、料金体系の見直しも行っており、平均改定率(※1)は水道料金25%、  
 公共下水道使用料15%です。

ご負担をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

(※1)平均改定率は全体の改定率です。ご使用の口径・水量によって異なります。

### 料金比較表 (2か月あたり)

表示金額はすべて消費税(10%)を含む金額です。

基本水量がなくなったため、1㎡から従量料金(使用料)がかかります。  
 基本料金(使用料)と従量料金(使用料)を加算したものが水道料金・下水道使用料になります。  
 ※実際の請求額は、基本料金と従量料金の税抜金額の合計に消費税を乗じて算出されます。

### ▽水道料金体系 (※2)使用水量が0㎡の場合でも基本料金はかかります。

| 口径<br>(mm) | 基本料金(※2)  |         |         |               | 従量料金(1㎡につき) |       |        |             |      |      |      |  |
|------------|-----------|---------|---------|---------------|-------------|-------|--------|-------------|------|------|------|--|
|            | 改定前       |         | 改定後     |               | 改定前         |       |        |             | 改定後  |      |      |  |
|            | 使用水量      | 料金      | 料金      | 使用水量          | 料金          | 使用水量  | 料金     | 使用水量        | 料金   | 使用水量 | 料金   |  |
| 13         | 20㎡<br>まで | 2,640円  | 2,893円  | 21~120㎡<br>まで | 143円        | 121㎡~ | 157.3円 | 1~20㎡<br>まで | 22円  | 21㎡~ | 187円 |  |
| 20         |           | 2,750円  | 2,992円  |               |             |       |        |             |      |      |      |  |
| 25         |           | 2,838円  | 3,102円  |               |             |       |        |             |      |      |      |  |
| 40         | -         | 5,192円  | 7,007円  | 1~100㎡<br>まで  | 143円        | 101㎡~ | 157.3円 | 1㎡~         | 187円 | -    | -    |  |
| 50         |           | 7,260円  | 9,801円  |               |             |       |        |             |      |      |      |  |
| 75         |           | 9,680円  | 13,068円 |               |             |       |        |             |      |      |      |  |
| 100        |           | 12,144円 | 16,390円 |               |             |       |        |             |      |      |      |  |
| 150        |           | 14,608円 | 19,723円 |               |             |       |        |             |      |      |      |  |

### ▽公共下水道使用料体系 (※3)使用水量が0㎡の場合でも基本使用料はかかります。

| 区分               | 使用水量      | 改定前    | 改定後    |
|------------------|-----------|--------|--------|
| 基本使用料(※3)        | 20㎡まで     | 2,288円 | 2,398円 |
| 従量使用料<br>(1㎡につき) | 1㎡~ 20㎡   | 0円     | 26.4円  |
|                  | 21㎡~ 60㎡  | 170.5円 | 187円   |
|                  | 61㎡~ 100㎡ |        | 214.5円 |
|                  | 101㎡~     | 209円   |        |

💡メーターの口径や使用水量がわかれば、料金がわかります。

▼水道料金早見表 ▼公共下水道使用料早見表



### 農業集落排水処理施設の使用料を、上記▽公共下水道使用料体系へ統一します。

これにより、総社地区(長良・窪木・上林・下林・秦・下原・山田・新本)で農業集落排水をご利用の皆さまも、原則「使用した水量」に応じて使用料が決まる計算方法となります。

## なぜ改定が必要なのか...

上下水道サービス（農業集落排水事業を含む）は、安全で良質な水の安定供給と衛生環境の保護という皆さまの暮らしを支える大切な役割を担っています。

しかし、近年の物価高騰や施設の老朽化により必要な財源が不足する見通しとなっています。こうした状況を踏まえ、様々な意見を伺いながら検討を行ってきた結果、将来にわたって安定的に水道水の供給や生活環境の保持を行うために、料金改定を実施することとなりました。



水道管や下水道管は地中深くに埋設されているため、更新・修繕にも多額の費用がかかります。



資金が不足すると老朽化した施設の更新や耐震化工事ができなくなり、漏水や断水のリスクが高まります。

## 上下水道料金改定後の目安（2か月あたり・税込みの場合）

使用水量は、一般的な目安です。

### 【改定前】

●30<sup>m</sup>使用した場合（2人世帯を想定）

| 口径   | 水道      | 下水道     | 計       |
|------|---------|---------|---------|
| 13mm | 4,070 円 | 3,993 円 | 8,063 円 |
| 20mm | 4,180 円 | 3,993 円 | 8,173 円 |



### 【改定後】

| 水道      | 下水道     | 計        | 差額       |
|---------|---------|----------|----------|
| 5,203 円 | 4,796 円 | 9,999 円  | +1,936 円 |
| 5,302 円 | 4,796 円 | 10,098 円 | +1,925 円 |

●50<sup>m</sup>使用した場合（4人世帯を想定）

| 口径   | 水道      | 下水道     | 計        |
|------|---------|---------|----------|
| 13mm | 6,930 円 | 7,403 円 | 14,333 円 |
| 20mm | 7,040 円 | 7,403 円 | 14,443 円 |



| 水道      | 下水道     | 計        | 差額       |
|---------|---------|----------|----------|
| 8,943 円 | 8,536 円 | 17,479 円 | +3,146 円 |
| 9,042 円 | 8,536 円 | 17,578 円 | +3,135 円 |

## 総社市ホームページをご覧ください

◎ 総社市水道料金等検討委員会で適切な料金について検討を行いました。

委員会の審議内容等はこちらから確認できます。 >>>



## お問い合わせ

【水道料金について】

上水道課 ☎0866-92-8329

【公共下水道使用料・農業集落排水処理施設使用料について】

下水道課 ☎0866-92-8322

